２　法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による勾留状に代わるものの提供があつた場合又は法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの提供があつた場合における前項の規定の適用については、同項中「勾留状」とあるのは「法第二百七十一条の八第一項第二号（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の勾留状に代わるもの又は法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの」と、同項第一号中「の謄本を示す」とあるのは「を示す」とする。

（監督保証金に代わる保証書の記載事項等・法第九十八条の六等）

第九十二条の四　監督保証金に代わる保証書（電磁的記録を含む。）には、監督保証金額及びいつでもその監督保証金を納める旨を記載し、又は記録しなければならない。

（差押状等の記載事項等・法第百七条）

第九十四条　差押状又は捜索状には、必要があると認めるときは、差押え又は捜索をすべき事由をも記載し、又は記録しなければならない。

（差押状、捜索状の記載要件等・法第百七条）

第九十四条の二　法第百七条第一項第二号の裁判所の規則で定める措置は、検察官及び検察事務官又は司法警察職員（法第百八条第一項ただし書の規定により裁判所書記官又は司法警察職員に執行を命ずる場合にあつては、裁判所書記官又は司法警察職員）の使用に係る電子計算機及び記録媒体から差押状又は捜索状を消去することのほか、差押状又は捜索状に記録された事項を印刷し、又は複写した書面又は電磁的記録がある場合には、これらを廃棄し、又は消去する措置とする。

（差押状、捜索状への記名押印に代わる措置・法第百七条）

第九十四条の三　法第百七条第三項第二号の裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置は、差押状又は捜索状が裁判長の作成に係るものであることを示すとともに当該差押状又は捜索状の改変を防止するために必要な措置（差押状又は捜索状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長の氏名が表示されることとなるものに限る。）とする。

（差押状又は捜索状を示す措置・法第百十条）

第九十四条の四　差押状が電磁的記録である場合にあつては、これを執行するには、処分を受ける者に対し、差押状に記録された事項及び法第百七条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して、又は処分を受ける者をしてその使用に係る電子計算機の映像面、書面その他のものに表示させて示さなければならない。

２　捜索状が電磁的記録である場合にあつては、これを執行するには、処分を受ける者に対し、捜索状に記録された事項及び法第百七条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示さなければならない。

（捜索証明書、押収品目録の作成者・法第百十九条等）

第九十六条　法第百十九条又は第百二十条第一項の証明書又は目録は、捜索又は差押えが令状の執行によつて行われた場合には、その執行をした者がこれを作つて提供しなければならない。

（差押状等執行後の処置）

第九十七条　差押状又は捜索状の執行をした者は、速やかに執行に関する書類及び電磁的記録並びに差し押さえた物を令状を発した裁判所に提出しなければならない。検察官の指揮により執行をした場合には、検察官を経由しなければならない。

２　法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合又は法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合における前項の規定の適用については、同項中「勾留状の謄本」とあるのは、「法第二百七十一条の八第一項第二号（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の勾留状に代わるもの又は法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの」とする。

（監督保証金に代わる保証書の記載事項・法第九十八条の六等）

第九十二条の三　監督保証金に代わる保証書には、監督保証金額及びいつでもその監督保証金を納める旨を記載しなければならない。

（差押状等の記載事項・法第百七条）

第九十四条　差押状又は捜索状には、必要があると認めるときは、差押え又は捜索をすべき事由をも記載しなければならない。

［新設］

［新設］

［新設］

（捜索証明書、押収品目録の作成者・法第百十九条等）

第九十六条　法第百十九条又は第百二十条第一項の証明書又は目録は、捜索又は差押えが令状の執行によつて行われた場合には、その執行をした者がこれを作つて交付しなければならない。

（差押状等執行後の処置）

第九十七条　差押状又は捜索状の執行をした者は、速やかに執行に関する書類及び差し押さえた物を令状を発した裁判所に差し出さなければならない。検察官の指揮により執行をした場合には、検察官を経由しなければならない。